

いつでも安心して市民活動ができるようサポートします

富津市 市民活動災害補償制度



市民活動災害補償制度について

市では、市民の皆さんが安心して市民活動を行うことができるように、市民活動中の万が一の事故に備えるため「市民活動災害補償制度」を導入しました。この制度は、市が保険料を負担し運営するもので、直接活動に参加された方や指導者として運営に従事された方などに賠償責任補償、傷害補償、特定疾病補償が適用されます。

- ※ 保険料は市が全額を負担しますので、保険料を支払う必要はありません。
- ※ この補償制度は、市民活動における全ての事故を補償の対象とするものではなく、対象となる活動・事故と対象とならない活動・事故があります。詳細は見開きをご覧ください。
- ※ 不特定多数の方が参加するイベント等を実施する場合には、民間の行事保険（レクリエーション保険やイベント保険）等への加入をお勧めします。

補償の対象となる活動

★ 市内に活動の拠点を置く団体や個人ボランティアが、無報酬（実費弁償程度を含む）で自主的かつ計画的に行う公益性のある活動（広く人々や地域・社会のために行われる活動）及び市または市長が別に定める団体が主催する公益性のある行事が対象になります。

1 対象となる活動

市民活動の区分	市民活動の例
地域社会活動	○区の活動 ○防犯・防災活動 ○清掃活動（道路、河川、公園、その他の公共施設） ○リサイクル活動 ○募金活動 など
社会教育活動	○スポーツの指導 ○文化活動の指導 など
社会福祉活動	○在宅高齢者・身障者の見回り ○ホームヘルプ ○手話通訳 ○就労・社会復帰のための援護活動 など
青少年健全育成活動	○子ども会 ○非行防止パトロール など
市主催事業活動	○市が主催又は共催する事業の運営ボランティア ○防災訓練 ○市主催の講座・講演会等の手伝い

2 対象者

上記の活動を行う指導者・運営スタッフ・参加者、個人ボランティア

*スポーツの競技者、講座やイベント等への来場者・観覧者は対象になりません。

3 対象にならない活動

- ① 特定の政党若しくは宗教に係る活動
- ② 営利及び自己のために行う活動
- ③ 職業及び職務として行う活動
- ④ 学校の管理下における活動
- ⑤ 会員のみ対象の互助的な各種スポーツ、レクリエーション、趣味、教養、文化等の活動
- ⑥ 危険度の高い活動（山岳登山、スカイダイビング等） など

ここに掲載している活動は、あくまで原則に従ったものです。ケースによって対象になる場合と対象にならない場合があります。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

4 制度適用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（令和7年3月31日以前に発生した事故は対象外です。ご注意ください。）

補償の種類と内容

1 損害賠償補償

市民活動中に、主催者（指導者・運営スタッフ、個人ボランティア）が、誤って補償対象者やその他第三者の生命、身体もしくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに支払われます。

（1）市民活動団体の場合

補償区分	内容	補償限度額
対人賠償	身体に損害を与えたとき	1名につき 5,000万円 1事故 5億円
対物賠償	財物に損害を与えたとき	1事故 1,000万円
保管者賠償	預かり品や管理しているものを滅失・き損・汚損等により損害を与えたとき	1事故 500万円 1制度適用期間中 500万円

（2）個人ボランティアの場合

補償区分	内容	補償限度額
対人・対物賠償共通	生命・身体・財物に損害を与えたとき	1事故 5億円

事故の例

- ・地域の夏祭りで、テントが倒れて来場者がケガをしてしまった。
- ・個人ボランティアで市道の清掃活動を行っていたところ、停めてあった車に傷をつけてしまった。

2 傷害補償

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、補償対象者が死亡したときや負傷したときに支払われます。

補償区分	内容	補償額
死亡補償	事故発生日から起算して180日以内に死亡したとき	1名につき 200万円
後遺障害補償	事故を原因として、当該事故発生日から起算して180日以内に後遺障害を生じたとき	後遺障害の程度に応じて 1名につき 6～200万円
入院補償	事故を原因として、その治療のために入院をしたとき（事故発生日から起算して180日以内の間に限る）	1名につき 日額3,000円
手術補償	入院補償が支払われる場合で、その治療のために手術を受けたとき	手術の種類に応じて 1名につき 30,000円 60,000円 120,000円
通院補償	事故を原因として、その治療のために通院をしたとき（事故発生日から起算して180日以内の間に限るものとし、その間において90日を限度とする）	1名につき 日額2,000円

※主催者（指導者・運営スタッフ、個人ボランティア）が定めた集合、出発又は解散場所と補償対象者の住居との通常の経路往復中も対象となります。

※熱中症（熱射病・日射病）、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒も対象となります。

事故の例

- ・地域の防犯パトロール中に、転倒して負傷した。
- ・個人ボランティアで公園の清掃活動中に、熱中症を発症した。

3 特定疾病補償

市民活動中に急性心疾患や急性脳疾患等によって、補償対象者が死亡したときに支払われます。

対象となる事故	補償額
以下の疾患を活動中に発症し、病院に搬送されそのまま30日以内に死亡した場合 ・急性心疾患（心筋梗塞、心不全等） ・急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等）	1名につき 50万円
その他の疾患（疾患名が特定できること）により24時間以内に死亡した場合	

補償の対象とならない事故（おもなもの）

★ 以下に掲げる事故は、制度の補償対象外になります。ご注意ください。

1 損害賠償責任事故

- ① 補償対象者の故意による事故
- ② 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうによる事故
- ③ 地震、噴火、洪水、津波又は高潮による事故
- ④ 補償対象者の同居の親族に対する事故
- ⑤ 補償対象者が所有、使用若しくは管理する車両又は動物による事故
- ⑥ 施設の建設、改築、改造、修理等の工事による事故
- ⑦ 狩猟による事故
- ⑧ その他、本補償制度に係る保険約款及び特約条項において免責とされる事故

2 傷害事故又は特定疾病事故

- ① 補償対象者の故意または重大な過失による事故
- ② スポーツ活動を目的としたスポーツ団体管理下のスポーツ活動（練習、試合、合宿、遠征中等）における参加者の事故
- ③ 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうによる事故
- ④ 地震、噴火又はこれらによる津波による事故
- ⑤ 補償対象者の脳疾患、疾病（熱中症等並びに特定疾病事故を除く。）又は心神喪失による事故
- ⑥ 補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- ⑦ 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故
- ⑧ 補償対象者の無資格運転及び酒酔い運転により発生した事故
- ⑨ むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの
- ⑩ その他、本補償制度に係る保険約款及び特約条項において免責とされる事故

事前準備について

- ★ 本制度は、団体や個人で保険加入の手続きや保険料を負担していただく必要はありませんが、個人ボランティアの方は、事前に「ボランティア活動計画書」を市民活動推進係に提出していただく必要があります。なお、個人ボランティアの方が複数人で活動を行う場合は、全員の名簿（住所・氏名・生年月日・性別必須）の添付が必要となります。
- ★ 団体の場合は、活動の目的や趣旨を明確化しているもの（規約・会則など）を定め、名簿（住所・氏名・生年月日必須）を備えている必要があります。必ず事前に準備しておいてください。

事故発生から補償金を受け取るまでの流れ

- 1 市民活動中に万が一事故が発生したときは、速やかに市民活動推進係へ事故発生の状況をご連絡ください。

★ご連絡いただく内容

① いつ（事故発生の日時）	④ 誰を（事故の被害者）
② どこで（事故発生の場所）	⑤ どうして（事故の状況）
③ 誰が（事故の加害者）	⑥ どうなった（被害の状況）



- 2 事故が発生してから14日以内に、「事故報告書」に必要書類を添付して提出いただきます。

★添付していただく書類

- | |
|-----------------------------------|
| ① 団体の概要が把握できるもの（規約・会則など） |
| ② 団体の年間行事計画表（総会資料でも可） |
| ③ 当日の活動が把握できるもの（お知らせ、通知文など） |
| ④ 当日の補償対象者の名簿 |
| ⑤ 事故発生状況等が把握できる資料（現場の案内図、見取図、写真等） |
| ア 活動の往復途上の事故の場合は、事故現場の見取り図 |
| イ 賠償責任事故の場合、損害の程度を証明する写真など |
| ウ 交通事故の場合、交通事故証明書 |
| エ 特定疾病事故の場合、死亡原因となる疾患名を証明する診断書など |



- 3 事故報告書の内容を市民活動推進係で判定し、補償の対象になると認められた場合、保険会社に送付します。



- 4 補償の対象になると認められた場合、補償金等の請求に必要な書類を提出していただきます。必要な書類は、補償区分により保険会社から指定させていただきます。

★賠償責任補償の場合

被害者との示談が成立したとき又は調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後に提出していただきます。

★傷害補償の場合

通院・治療等が全て終了した後に提出していただきます。

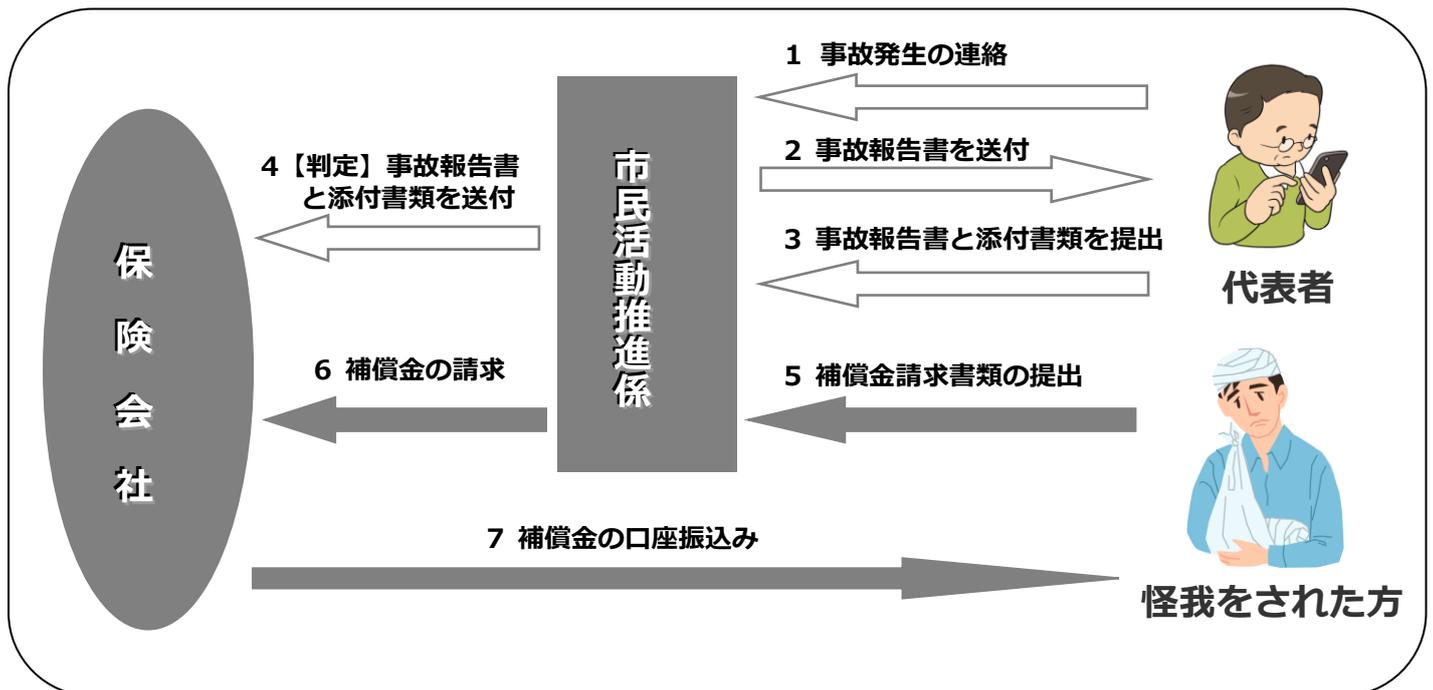
★特定疾病補償の場合

法定相続人が確定した後に提出していただきます。



- 5 請求された方が指定した金融機関口座に補償金等が振り込まれます。

<補償金が支払われるまでのイメージ（傷害事故の場合）>



【問い合わせ先】

〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地
富津市役所 市民課 市民活動推進係
TEL : 80-1252 FAX : 80-1394

富津市市民活動災害補償制度 Q & A

Q 1 : 保険料は必要ですか。

A : 市民の皆さんを被補償者として、市が保険会社と契約を結び、市が保険料を負担するので、保険料の支払いは必要ありません。

Q 2 : 金額に関わらず利用することはできますか。

A : 賠償責任補償の各項目に免責金額は設けていませんので、金額に関わらず利用することができます。

Q 3 : この制度があれば、団体や個人で他の保険に加入する必要はないですか。

A : 今までそれぞれの団体や個人で加入していた保険と、全て同じ内容というわけではないので、必要がないとは限りません。保険の内容をよく確認し、対象や補償内容に不足がある場合は、他の保険に加入していただく必要があります。

Q 4 : 地域で夏まつりを実施します。会場に来た来場者も対象となりますか。

A : この制度は市民活動者（指導者・運営スタッフ・参加者、個人ボランティア）を対象としていますので、来場者は対象となりません。ただし、主催者（指導者・運営スタッフ、個人ボランティア）の不手際によって来場者にケガをさせた場合は、賠償責任補償の対象になります。

Q 5 : 報酬を得て活動しているスタッフ等は対象になりますか。

A : 原則として報酬や謝礼を得て活動している人は対象となりません。ただし、弁当や交通費などの実費支給は無報酬とみなします。

Q 6 : 活動場所に向かう途中、自転車で転んでケガをしました。対象になりますか。

A : 活動場所と自宅との往復途上の事故も対象となります。ただし、通常の経路とは異なる経路（途中で回り道してスーパーに立ち寄ったなど）で発生した事故は対象外になります。

Q 7 : 活動にあたっての事前打合せや練習は、対象になりますか。

A : 市民活動のための打合せや練習であれば、対象となります。

Q 8 : 活動中に起こした心臓および内臓疾患を原因とする入院（通院）や後遺障害は対象となりますか。

A : 対象となるのは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害に限られますので、身体内からの作用は、対象となりません。ただし、活動中に急性心疾患、急性脳疾患により死亡した場合は、疾病死亡弔慰金が支払われます。

Q 9 : 事故報告書は誰が提出するのですか。

A : 市民活動に対する補償制度ですので、市民活動団体（者）の代表が提出してください。

Q 10 : 損害賠償事故の場合、示談等の交渉は市や保険会社が行うのでしょうか。

A : 基本的には加害者と被害者の当事者間で解決を図っていただきます。保険会社は、事故の処理について相談に乗ることや、示談金・賠償金の算定へのアドバイス等についての対応はいたします。